

令和7年度 北栄町 認定こども園入所申込みのご案内

令和7年度の認定こども園入所申込書の受付を次のとおり行います。

下記の受付期間内に必要書類を添付して提出してください。

受付期間 令和7年10月1日（水）～令和7年10月10日（金）

受付場所 町内こども園 または
教育総務課（大栄庁舎1階）、北条支所（北条健康福祉センター）

新規入所を希望される方

○申込書には希望する施設（入所したい施設のみ）を記入してください。

※記入がある施設の中から選考・調整を行います。

○令和7年度途中で町内施設に入所を予定されている方（現在妊娠中で出産後令和7年度途中に入所を予定している方も含みます）は、入所時期によって申込み時期が異なりますのでご注意ください。

○令和7年度は、大谷こども園及び栄保育所は休園となりますので、募集しません。

令和7年度入所時期	町内施設への申込受付時期
4/1 から 5/31 までに入所を希望される方	11/1～11/15（終了）
6/1 から 8/31 までに入所を希望される方	4/1～4/11（終了）
9/1 から 11/30 までに入所を希望される方	7/1～7/11（終了）
12/1 から 3/31 までに入所を希望される方	10/1～10/10

○町外のこども園・保育所に入所することもできます。（随時申込みを受付します）

この場合は教育総務課子育て支援室（大栄庁舎）または北条支所窓口（北条健康福祉センター）に提出してください。（倉吉市の場合は、子育て支援室へご相談ください。その他の自治体については施設に入所できるかどうか確認してからお申し込みください。）

転所を希望される方

現在入所中の施設から他の施設に転所する場合は、現在の施設の退所手続き後、新規入所申込をしていただくことになります。

○提出時に転所する旨をお伝えください。

問い合わせ先

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423-1

北栄町役場 教育総務課子育て支援室

電話 0858-37-5870 FAX 0858-37-3242

入所申込みに必要な書類等

①～②は 入所申込み時に提出してください。

③は 該当する方のみ記入・提出してください。

※きょうだいで同時に申込みする場合は、②③の添付書類は下のお子さまの申込書に添付してください。

① 認定こども園・保育所入所申込書

② 保育を必要とする事由を確認する書類（就労証明等）

保育所部分（２・３号認定）を希望される場合は、保護者（父母、養親、後見人など）の証明書類が必要です。幼稚園部分（１号認定）を希望される場合は不要です。

【保育を必要とする事由を確認する書類一覧】

状 況		証明書類等
就 労 等	お勤めの場合	・「就労証明書」（様式は HP または受付場所に準備しています。）
	自営業（商業・農業等）の場合	・「自営業申告書」（様式は HP または受付場所に準備しています。）
妊娠・出産	出産（入所希望日の前後２ヶ月以内）の場合	・「母子健康手帳」のコピー【父母名・出産予定日のページ】
疾病・障がい	傷病や障がいのある場合	・「障害者手帳」などのコピー（マイナンバーの記載があれば不要） ・「認定こども園・保育所入所要否に関する実態調査書」（聞き取り調査です。申込受付場所です。） のいずれか
介護等	家庭内に長期（１ヶ月以上）にわたる病人等があり、看護・介護の必要がある場合	・「認定こども園・保育所入所要否に関する実態調査書」（聞き取り調査です。申込受付場所です。）
災害復旧	火災、風水害等があり、その復旧の間保育ができない場合	
虐待・DV	虐待・DVのおそれがある場合	
就学	専門学校等に通学している人	・「学生証」「在学証明書」「入学通知書」「合格通知書」のいずれか（コピー）
育児休業	育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいる場合	・「育児休業による保育の実施申立書」添付書類として ・「就労証明書」（用紙は申込受付場所に準備しています。） ・「育児休業給付金支給決定通知書」、「辞令書」などのコピー のいずれか ※育児休業取得期間がわかるものをご提出ください。
求職活動	求職中（起業準備含む）の人	・「求職活動申告書」（様式は HP または受付場所に準備しています。）
その他	町が必要と認める場合	・町が必要と認める書類

③ 利用負担（保育料）の算定のために必要となる書類

次の事項に該当する方のみ記入・提出してください。

○保護者が令和7年1月1日で北栄町に住民登録がなく、課税状況が確認できない場合

令和7年1月1日時点で北栄町に住所がない方

申込書（世帯の状況）備考欄部分

→マイナンバーを忘れずに記入

（※申込書提出時にマイナンバーカードをご提示ください。通知カードしか持っていない場合は、申請者または代理人の運転免許証等の顔写真入り証明書もご提示ください。）

郵送で提出される場合は、「マイナンバーカードのコピー」または「通知カードと顔写真入り証明書のコピー」を同封して送ってください。

※ただし、税情報が確認できない場合には、必要書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

○同居の親族に障害者手帳等が交付されている場合

申込書（世帯の状況）備考欄部分にマイナンバーを記入してください。

（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しを添付していただいても結構です。）

保育料について

保育料は、原則、入所児童の父母の市町村民税所得割の合計額により決定します。

（住民税非課税世帯、3歳児クラス以上及び幼稚園部分を利用している場合等は、保育料は無料となります。）

【注意】

入所児童を父母以外が扶養している場合、その扶養者の税額も保育料算定に加えます。

令和7年度の9～3月分の保育料は令和7年度市町村民税をもとに決定します。年末調整や確定申告等で扶養親族を記入されない場合は、保育料が高額になることがありますのでご注意ください。

月途中で入退所される場合は、保育料を日割り計算します。（※延長保育は利用日数により計算しますので、日割り計算は行いません。）

副食費について（3歳児クラス以上及び幼稚園部分利用の方）

3歳児クラス以上で1号及び2号をご利用されている場合は、副食費を徴収します。

月途中で入退所される場合は、副食費を日割り計算します。

なお、市町村民税をもとに副食費の免除対象となる場合があります。

免除の対象となる場合は通知にてお知らせします。

※満3歳児の1号認定を受けられた方は別途主食費（月額2,000円）を徴収します。

（ただし、第1階層を除く。）

※3号（0～2歳児クラス）の給食費は保育料に含まれるため、副食費の徴収はありません。

保育料等の納付について

保育料等の納付方法は、納付書払いと口座振替の2種類があります。

口座振替を希望される方は、口座振替依頼書を各金融機関窓口やに提出してください。

※鳥取銀行または山陰合同銀行の場合は、口座振替ダイレクトサービスを案内します。

保育料等は必ず納期限までにお支払いください。

保育料の場合は、納期限内に納付されず、督促や納付の催告等を行ってもなお納付されない場合は、納期限内に納めた方との公平を保つため、財産調査（給与、預金など）を行い、これらの財産を差押え、滞納保育料に充てることになります。

利用調整について（必要書類が未提出の場合は、選考・調整の対象外となりますのでご注意ください）

定員を超えた場合は、町の選考基準に基づき、入所の選考・調整を行いますのでご了承ください。（町内者、ひとり親家庭、生活保護世帯、お子さんに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。）

※調整の結果、ご希望に沿えない場合は、10月中に電話等でご連絡します。

その他注意事項等

- ① 入所決定および保育料を決定するにあたり、役場内の住民情報および課税台帳等の閲覧が必要です。入所申込書の署名はその旨の承諾を兼ねていますので、ご確認のうえ、必ず署名をお願いします。
- ② 申込書はボールペン等黒インクのペンで記入してください。
- ③ 園での面談後、園のかかりつけ医（大誠・由良：せのお小児科内科医院 Tel55-7100、北条：高見医院 Tel36-2011）のもとへ電話で健診予約後、直接健診を受けに行く必要があります。

【認定こども園・保育所（園）の現況と概要】

R7.10月現在

施設名	種類	所在地	連絡先	定員（予定）		対象児童	通常開所時間 （予定）	延長保育時間 （予定）
				2・3号認定 0～5歳	1号認定 3～5歳			
北条こども園	認定こども園	国坂 680	☎36-2009	204人	9人	3ヶ月～5歳児	7:15～18:15	18:15～19:00
大誠こども園	認定こども園	瀬戸 38-1	☎37-2263	148人	9人	3ヶ月～5歳児	7:15～18:15	18:15～19:00
由良こども園	認定こども園	由良宿 1802-1	☎37-2203	132人	6人	3ヶ月～5歳児	7:15～18:15	18:15～19:00
北条みどりこども園	認定こども園	江北 484-3	☎36-4213	69人	6人	2ヶ月～5歳児	7:15～18:15	18:15～19:00

○認定こども園（幼稚園部分）の通常時間は平日 8:45～14:00 です。

○特別な支援が必要な場合は、申込時にご相談ください。

○病児保育は鳥取県立厚生病院内「きらきら園」及びアロハこどもクリニックとなり「キッズケア ポノ」に委託して実施しています。

○病後児保育は野島病院内「すくすく園」に委託して実施しています。（別途、申込が必要です。）

○休日保育は「ハバール園」に委託して実施しています。（別途、ハバール園への申込が必要です。）

令和7年度 町内施設の利用時間

	1号認定	2・3号認定	
7:15	緊急時 預かり 保育	延長保育	保育 標準時間 (11H)
7:30			
8:30	登園		
8:45			
	教育 標準時間		
14:00	降園		
14:15	緊急時 預かり 保育	延長保育	
16:30			
18:15		延長保育	
19:00			

緊急時預かり …… 1階層 0円、2階層以上 200円(1時間あたり)

※土曜・長期休暇の場合も同様

延長保育 …… 1階層 0円、2階層 500円、3階層 1,000円、4階層以上 2,000円
(月額上限額)

※私立園(所)の延長保育については直接施設へのお申込となります。
(延長保育等の詳細についても直接園へお問い合わせください。)

令和7年度 保育料基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		1号認定	2号認定		3号認定		
		満3～5歳児	3歳～5歳児クラス		0～2歳児クラス		
		教育	保 育				
		標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
		4時間程度	11時間	8時間	11時間	8時間	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0		
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0		
第3	市町村民税所得割 48,600円未満	0	0	0	12,100	11,900	
第4－1	48,600円以上 72,800円未満	0	0	0	18,600	18,300	
第4－2	72,800円以上 77,101円未満				20,200	19,800	
	77,101円以上 97,000円未満	0					
第5－1	97,000円以上 133,000円未満	0	0	0	27,500	27,000	
第5－2	133,000円以上 169,000円未満				29,100	28,600	
第6－1	169,000円以上 235,000円未満				33,200	32,700	
第6－2	235,000円以上 301,000円未満	0	0	0	37,200	36,600	
第7	301,000円以上 397,000円未満				40,500	39,800	
第8	397,000円以上				43,200	42,500	

※新制度により保育料は、市町村民税額（8月まではR6年度分、9月からR7年度分）に基づいて階層区分が決まります。

※第3子以降は、同時入所に限らず保育料が無料です。

※ひとり親世帯、障がい児(者)世帯、低所得世帯等は、保育料が減免になる場合があります。

※この基準額表は、町内在住者のみに適用されます。

◎保育料の口座振替登録がお済みでない方は、登録にご協力ください。

★保育料の軽減

ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯

ひとり親世帯・障がい者(児)のいる世帯(かつ市町村民税所得割額が77,101円未満)の保育料を軽減します。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		(円)	
		3号認定	
		0～2歳児クラス	
		保 育	
		標準時間	短時間
		11時間	8時間
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税所得割 48,600円未満	5,550	5,450
第4-1	48,600円以上 72,800円未満	9,000	
第4-2の一部	72,800円以上 77,101円未満		

多子世帯及び低所得世帯

多子世帯及び低所得世帯の保育料を軽減します。

- ★世帯の子どものうち、2人目の子どもは半額、3人目以降は無料となります。
- ★市町村民税所得割額が57,700円未満の場合で、世帯の子どもの1人目と2人目が同時に入所している場合は、2人目の保育料から無料となります。

対象児童	3号認定	
	減額区分及び軽減対象児童の数え方	階層区分
		第4-1の一部～第8
		市町村民税所得割 57,700円以上
		年齢制限はなし (兄弟姉妹のうち何人目か)
1人目	全額	全額
2人目	半額	半額(※)
3人目以降	無料	無料

※1人目と2人目が同時に入所している場合は、2人目の保育料が無料になります。

- ①1号及び2号の副食費については、月額4,700円(※)を徴収します。
 - ②3号(0～2歳児クラス)の給食費は、これまでどおり保育料に含まれるため、変更はありません。
 - ③免除の対象となる世帯へは、町から通知を送付します。
 - ④満3歳児の1号認定は別途主食費(月額2,000円)を徴収します。(ただし、第1階層を除く。)
- ※費用については、変更となる場合があります。

副食費の免除対象の範囲

副食費を免除する範囲

- (1号)市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯及び第3子以降
 - (2号)市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯及び第3子以降
- ※2号のうち、ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯については、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯が免除対象となります。

1号及び2号(ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯)認定				2号認定(左記以外の世帯)		
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯					
第2	市町村民税非課税世帯					
第3	市町村民税所得割					
第4-1の一部	48,600円以上 57,700円未満					
第4-1の一部	57,700円以上 72,800円未満					
第4-2	72,800円以上 77,101円未満					
	77,101円以上 97,000円未満					
第5-1	97,000円以上 133,000円未満					
第5-2	133,000円以上 169,000円未満					
第6-1	169,000円以上 235,000円未満					
第6-2	235,000円以上 301,000円未満					
第7	301,000円以上 397,000円未満					
第8	397,000円以上					